



宮 崎 県 公 報

平成30年3月12日 (月曜日) 号外 第 4 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁	
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 2		改正する条例…………… (税務課) 12
○宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 10		○宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (こども政策課) 14
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を		○県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例…………… (道路保全課) 14
		○都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 15
		○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第1号)

1 改正の理由及び主な内容

国家公務員の退職手当制度において、退職手当の支給水準を民間と均衡させることを目的として設けられている調整率が引き下げられたことを踏まえ、本県職員の退職手当の引下げを行う等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第2号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正により、犯則事件の調査及び処分の規定が整備されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第3号)

1 改正の理由及び主な内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、課税免除措置を追加するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月22日から適用することとしました。

◎ 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (条例第4号)

1 改正の理由及び主な内容

安心して子どもを生み育てられる社会づくりを推進するため、宮崎県安心こども基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 (条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 改正の理由及び主な内容
都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 改正の理由及び主な内容
建築基準法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第1号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）			（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）		
第3条 [略]			第3条 [略]		
2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。			2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第2項及び第5条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。		
(1)～(3) [略]			(1)～(3) [略]		
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）			（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）		
第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけ	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけ

		るその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額			るその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額に、
[略]			[略]		
<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句	読み替える規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第6条	[略]		第6条	[略]	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額に

					する年数が1年である職員 にあつては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額
	[略]			[略]	
[略]				[略]	
第6条の2第 1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き <u>100分の2</u> を乗じて得 た額の合計額	第6条の2第 1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き <u>100分の3</u> (退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数が1年で ある職員にあつては、 <u>100 分の2</u>) を乗じて得た額の 合計額
第6条の2第 2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き <u>100分の2</u> を乗じて得 た額の合計額	第6条の2第 2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き <u>100分の3</u> (退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数が1年で ある職員にあつては、 <u>100 分の2</u>) を乗じて得た額の 合計額
	[略]			[略]	
	及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び 退職日給料月額に退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につ き <u>100分の2</u> を乗じて得た 額の合計額		及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び 退職日給料月額に退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につ き <u>100分の3</u> (退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数が1年で ある職員にあつては、 <u>100 分の2</u>) を乗じて得た額の 合計額
	[略]			[略]	
(退職手当の調整額)			(退職手当の調整額)		
第6条の4 [略]			第6条の4 [略]		
2・3 [略]			2・3 [略]		
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規 定にかかわらず、当該各号に定める額とする。			4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規 定にかかわらず、当該各号に定める額とする。		

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 [略]

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2～9 [略]

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) この者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2)・(3) [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

附 則

24 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第22号附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 [略]

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2～9 [略]

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもののいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3)・(4) [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

附 則

24 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第22号附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本

額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の87 を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第24項」とする。

額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第24項」とする。

33 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2号ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）と認めたもの」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎県条例第3号）附則第6項の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）附則第4項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「条例第17号」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>条例第17号第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の87</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に条例第17号第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を</p>	<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>退職手当条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を</p>

35年としてこの条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第39号附則第3項の規定を受ける職員でこの条例附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及びこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9 法施行日前に、旧条例第7条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第7条第5項第3号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

11 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

12 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となった場合におけるその者の新条例第7条第1項の規定による職員としての引き続きいた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 新条例第7条の4第4項の規定は、この条例附則第11項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員（新条例第7条第5項に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合について準用する。

14 この条例附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当

を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第39号附則第3項の規定を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から前項まで又は第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例の規定及び附則第5項から前項まで又は第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9 法施行日前に、旧条例第7条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第7条第5項第3号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

11 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

12 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となった場合におけるその者の退職手当条例第7条第1項の規定による職員としての引き続きいた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 新条例第7条の4第4項の規定は、附則第11項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員（新条例第7条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合について準用する。

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額がその者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定により計算した額

(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当

<p>の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につきこの条例附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p> <p>16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p> <p>16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条まで及び第6条の規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が新条例第3条から第5条まで及び第6条の規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) [略]</p>
--	--

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年宮崎県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。）附則第3項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号。以下この条及び次条において「条例第48号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第3項、条例第22号附則第5項から第8項ま</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例（以下この条、第4条及び第5条において「退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額</p>

で並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の条例第39号附則第3項、附則第8条の規定による改正前の条例第22号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間

」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち退職手当条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により退職手当条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第3条 削除

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する退職手当条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在

」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。））」とする。

第5条 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。））」とする。

第5条 退職手当条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第5条の3の表及び第6条の3の表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第33項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職した職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。）であって同条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

（宮崎県税条例の一部改正）

第1条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第3条 知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事務を課税地を所轄する県税・総務事務所の長に委任する。ただし、固定資産税に係る大規模償却資産の指定及び価格等の決定については、この限りでない。</p> <p>2 知事は、<u>特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税及び鉦区税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）並びに自動車取得税及び法第151条第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び過料の徴収に関する事務</u>については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p>	<p>（県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第3条 知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収、<u>過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分</u>に関する事務を課税地を所轄する県税・総務事務所の長に委任する。ただし、固定資産税に係る大規模償却資産の指定及び価格等の決定については、この限りでない。</p> <p>2 知事は、<u>次に掲げる税目の県税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分</u>に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p> <p>(1) 特定配当等に係る県民税 (2) 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 (3) 地方消費税 (4) 県たばこ税 (5) 自動車取得税 (6) 軽油引取税 (7) <u>自動車税（法第151条第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収するものに限る。）</u> (8) 鉦区税</p>

3～6 [略]

(宮崎県行政手続条例の適用除外)

第3条の2 宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎県行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 [略]

(法第73条の2第5項の専有部分の床面積の割合の補正の申出)

第39条の3 法第73条の2第5項の規定による建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって得られる専有部分の床面積の割合について、専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差異がある場合においては、当該家屋の区分所有者は、当該割合について当該区分所有者の全員が協議して定めた補正の方法によるべき旨を知事に申し出ることができる。

2 [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものととの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

2～5 [略]

(宮崎県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 宮崎県産業廃棄物税条例(平成16年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

3～6 [略]

(宮崎県行政手続条例の適用除外)

第3条の2 宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎県行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 [略]

(法第73条の2第4項の専有部分の床面積の割合の補正の申出)

第39条の3 法第73条の2第4項の規定による建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第14条第1項から第3項までに規定の例により算定した専有部分の床面積の割合について、専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度について著しい差異がある場合においては、当該家屋の区分所有者は、当該割合について当該区分所有者の全員が協議して定めた補正の方法によるべき旨を知事に申し出ることができる。

2 [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものととの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

2～5 [略]

改正前	改正後
<p>(税額の端数計算)</p> <p>第 7 条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第 6 条の17第 2 項第 9 号に規定する<u>法定外目的税</u>で条例で指定するものとする。</p> <p>(不足税額等の納入又は納付)</p> <p>第17条 特別徴収義務者又は申告納付者は、法第 733条の16第 4 項の規定による産業廃棄物税の更正若しくは決定の通知、<u>法第 733条の18第 6 項の規定による産業廃棄物税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第 733条の19第 4 項の規定による産業廃棄物税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び当該不足税額に係る延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に記載された納期限までに納入し、又は納付しなければならぬ。</u></p> <p>(賦課徴収)</p> <p>第19条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の定めるところによる。この場合において、同条例第 2 条第 2 項中「<u>狩猟税</u>」とあるのは、「<u>狩猟税及び産業廃棄物税</u>」と、同条例第 4 条第 2 項中「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは、「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受けるところの所在地」と、同条例第22条中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」とする。</p> <p>第20条・第21条 [略]</p>	<p>(税額の端数計算)</p> <p>第 7 条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）<u>以下「政令」という。</u>）第 6 条の17第 2 項第 9 号に規定する<u>法定外目的税</u>であって条例で指定するものとする。</p> <p>(不足税額等の納入又は納付)</p> <p>第17条 特別徴収義務者又は申告納付者は、法第 733条の16第 4 項の規定による産業廃棄物税の更正若しくは決定の通知、<u>法第 733条の18第 7 項の規定による産業廃棄物税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第 733条の19第 5 項の規定による産業廃棄物税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び当該不足税額に係る延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に記載された納期限までに納入し、又は納付しなければならぬ。</u></p> <p>(間接地方税の指定)</p> <p>第19条 産業廃棄物税は、<u>政令第 6 条の22の 4 第 6 号に規定する法定外目的税</u>であって条例で指定するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 産業廃棄物税の賦課徴収並びに犯則事件の調査及び処分については、この条例に定めるもののほか、法令又は宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の定めるところによる。この場合において、同条例第 2 条第 2 項中「<u>狩猟税</u>」とあるのは、「<u>狩猟税及び産業廃棄物税</u>」と、同条例第 4 条第 2 項中「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは、「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受けるところの所在地」と、同条例第22条中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」とする。</p> <p>第21条・第22条 [略]</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第 1 条中宮崎県税条例第39条の 3 の見出しの改正規定及び同条第 1 項の改正規定（「第73条の 2 第 5 項」を「第73条の 2 第 4 項」に改める部分に限る。）並びに第 2 条中宮崎県産業廃棄物税条例第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 3 号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47</p>

号) 附則第 2 条に規定する旧同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)内において同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。)第14条第3項の規定による承認(企業立地促進法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた企業立地計画(以下「承認企業立地計画」という。)に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(平成29年総務省令第55号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令第94号」という。)第3条に規定する対象施設を設置した者(企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種(以下「指定集積業種」という。)であって、総務省令第94号第4条に規定するものに属する事業を行う者(以下「指定集積事業者」という。)に限る。)

(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画(第5条において「認定産業振興促進計画」という。)に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する産業振興促進計画の区域(第5条において「計画区域」という。)内において同法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者

(5) 地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(第6条において「地方活力向上地域」という。)内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(第6条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

(同意集積区域における県税の課税免除)

第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成30年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったとき

号) 附則第 2 条に規定する旧同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)内において同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。)第14条第3項の規定による承認(企業立地促進法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた企業立地計画(以下「承認企業立地計画」という。)に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(平成29年総務省令第55号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設(第4条において「対象施設」という。)を設置した者(企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種(以下「指定集積業種」という。)であって、同令第4条に規定するものに属する事業を行う者(第4条第1号において「指定集積事業者」という。)に限る。)

(4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第6条に規定する同意基本計画(第5条において「同意基本計画」という。)に定められた促進区域(第5条において「促進区域」という。)内において、同法第17条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設(第5条において「牽引事業対象施設」という。)を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(第5条において「承認牽引事業者」という。)

(5) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画(第6条において「認定産業振興促進計画」という。)に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する産業振興促進計画の区域(第6条において「計画区域」という。)内において同法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者

(6) 地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(第7条において「地方活力向上地域」という。)内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(第7条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

(同意集積区域における県税の課税免除)

第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成30年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったとき

は、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

は、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に対象施設を設置した指定集積事業者（次号において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

（促進区域における県税の課税免除）

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日（当該同意の日が平成31年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。）から起算して5年（促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間）内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者（次号において「牽引事業施設設置者」という。）について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋（当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) 固定資産税 牽引事業施設設置者について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）で同意日以後に取得したのものに対して初年度以降課するもの

第5条～第8条 [略]

第6条～第9条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成29年12月22日から適用する。

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

宮崎県安心こども基金条例（平成21年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。	2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

県道の道路標識の寸法を定める条例(平成24年宮崎県条例第67号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																		
1 案内標識	1 案内標識																		
<table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>待避所 (116 の5)</td> <td>非常駐車 帯(116 の6)</td> <td>駐車場 (117 -A)</td> <td>登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-A</u>)</td> <td>登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-B</u>)</td> <td>県道番号 (118の 2-A)</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	待避所 (116 の5)	非常駐車 帯(116 の6)	駐車場 (117 -A)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-A</u>)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-B</u>)	県道番号 (118の 2-A)	[略]	[略]	<table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>待避所 (116 の5)</td> <td>非常駐車 帯(116 の6)</td> <td>駐車場 (117 -A)</td> <td>登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-A</u>)</td> <td>登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-B</u>)</td> <td>県道番号 (118の 2-A)</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	待避所 (116 の5)	非常駐車 帯(116 の6)	駐車場 (117 -A)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-A</u>)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-B</u>)	県道番号 (118の 2-A)	[略]	[略]
[略]																			
待避所 (116 の5)	非常駐車 帯(116 の6)	駐車場 (117 -A)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-A</u>)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>2-B</u>)	県道番号 (118の 2-A)														
[略]																			
[略]																			
[略]																			
待避所 (116 の5)	非常駐車 帯(116 の6)	駐車場 (117 -A)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-A</u>)	登坂車線 (<u>117の</u> <u>3-B</u>)	県道番号 (118の 2-A)														
[略]																			
[略]																			
2・3 [略]	2・3 [略]																		
備考 [略]	備考 [略]																		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例

都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例(平成24年宮崎県条例第68号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第3条— <u>第5条</u>)	第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第3条— <u>第6条</u>)
第3章 特定公園施設等の設置基準(第6条— <u>第18条</u>)	第3章 特定公園施設等の設置基準(第7条— <u>第19条</u>)
附則 (定義)	附則 (定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 この条例において、「特定公園施設等」とは、特定公園施設及び第15条に規定する施設をいう。	2 この条例において、「特定公園施設等」とは、特定公園施設及び第16条に規定する施設をいう。 <u>(運動施設の敷地面積)</u>
第3章 特定公園施設等の設置基準 (園路及び広場)	第6条 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、 <u>100分の50とする。</u> 第3章 特定公園施設等の設置基準 (園路及び広場)
第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動円滑化促進法施行令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動円滑化促進法施行令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 次条から第16条までの規定により設けられた特定公園施設等のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。	(7) 次条から第17条までの規定により設けられた特定公園施設等のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
第7条 [略] (休憩所及び管理事務所)	第8条 [略] (休憩所及び管理事務所)
第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害	第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害

者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第11条第2項、第12条及び第13条の基準に適合するものであること。

2 [略]

(野外劇場及び野外音楽堂)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第7条第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2)・(3) [略]

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第11条第2項、第12条及び第13条の基準に適合するものであること。

2・3 [略]

(駐車場)

第10条 [略]

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 車椅子使用者用駐車施設は、第6条第1号に掲げる基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2)・(3) [略]

第11条・第12条 [略]

第13条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第11条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第14条～第16条 [略]

第17条 第6条から前条までの規定により特定公園施設等を設けた場合は、その配置を表示した標識を設けなければならない。この場合において、そのうち一以上は、第6条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けるものとし、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設等)

第18条 災害等のため一時使用する特定公園施設等の設置については、第6条から前条までの規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第7号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和46年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例)	(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例)

第18条の2 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）の階のうち、当該階が令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例）

第18条の3 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）で、当該建築物が令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。

（劇場等）

第23条 [略]

2 劇場等の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の奥行を有し、かつ、第11条第1項第2号で計算した数値以上道路に接する空地を設けなければならない。

[略]

3 [略]

（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る指定）

第25条の4 法第56条の2第1項の法別表第4(イ)欄に掲げる地域の全部又は一部で条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の法別表第4(ハ)欄の平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する高さ及び同項の法別表第4(ニ)欄の号のうちから条例で指定する号は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる高さ及び同表の右欄に掲げる号とする。

区 域	法別表第4(ハ)欄 の平均地盤面から の高さ	法別表第4(ニ) 欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の全部	[略]	
[略]		

第18条の2 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例）

第18条の3 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。

（劇場等）

第23条 [略]

2 劇場等の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の奥行を有し、かつ、第11条第2号で計算した数値以上道路に接する空地を設けなければならない。

[略]

3 [略]

（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る指定）

第25条の4 法第56条の2第1項の法別表第4(イ)欄に掲げる地域の全部又は一部で条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の法別表第4(ハ)欄の平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する高さ及び同項の法別表第4(ニ)欄の号のうちから条例で指定する号は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる高さ及び同表の右欄に掲げる号とする。

区 域	法別表第4(ハ)欄 の平均地盤面から の高さ	法別表第4(ニ) 欄の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全部	[略]	
[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の4の表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

